

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案） に関する意見募集について

平成22年7月16日

「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換を進めるという考えに基づき、今後の治水対策について検討を行う際に必要となる、幅広い治水対策案の立案手法、新たな評価軸及び総合的な評価の考え方等を検討するとともに、さらにこれらを踏まえて今後の治水理念を構築し、提言することを目的として、平成21年12月3日に「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」が設置され、検討が進められてまいりました。

このたび、個別ダムの検証に当たっての共通的な考え方等をまとめた、「中間とりまとめ（案）」が作成されましたので、以下の意見募集要領のとおり、広く国民の皆様から御意見をお聴きするため、意見を募集いたします。いただいた御意見については、内容を検討の上、「中間とりまとめ」作成の参考にさせていただきます。

意見募集要領

1. 意見募集対象

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）

2. 募集期間

平成22年 7月16日～ 8月15日（必着）

3. 意見の提出方法

御意見は、郵送・FAX・電子メールのいずれかの方法で、下記4. 提出先まで御提出ください。御意見につきましては、別添意見提出様式により、下記①～⑦を御記載ください。

- ①氏名（企業・団体としての意見提出の場合は、企業・団体名、代表者名並びに担当部署名及び担当者名）
- ②住所
- ③電話番号又はメールアドレス
- ④職業（企業・団体の場合は不要）
- ⑤年齢（企業・団体の場合は不要）
- ⑥性別（企業・団体の場合は不要）
- ⑦御意見
 - ・意見該当箇所（頁・行）（意見ごとに記載）
 - ・意見（一つの意見が200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載）

4. 提出先

国土交通省河川局河川計画課

今後の治水対策のあり方に関する有識者会議事務局 宛

①郵送の場合：〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

②FAXの場合：03-5253-1602

③電子メールの場合：chisuinoarikata@mlit.go.jp

（件名に、「中間とりまとめ（案）」に関する意見」と明記してください。）

5. 注意事項

- ①御意見は日本語で御提出ください。
- ②提出された御意見とともに、属性（職業、年齢、性別）、住所のうち都道府県名を公表する場合があります。
- ③電話での御意見は受け付けておりません。
- ④皆様からいただいた御意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。
- ⑥期限までに到着しなかったもの、上記意見の提出方法に沿わない形で提出されたもの及び下記に該当する内容については無効といたします。
 - ・個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
 - ・個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
 - ・個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
 - ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
 - ・営業活動等営利を目的とした内容

6. 閲覧又は資料の入手の方法

- インターネットによる閲覧

国土交通省河川局今後の治水対策のあり方有識者会議ホームページ

http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/tisuinoarikata/index.html

電子政府の総合窓口のパブリックコメントのホームページ

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

7. 御参考

これまでの「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」の開催状況につきましては、http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/tisuinoarikata/index.html を御参照ください。

<問合せ先>

国土交通省河川局河川計画課

河川計画調整室長 とまり ひろし 泊 宏 (内線 35361)

課長補佐 ふなほし やよい 舟橋 弥生 (内線 35372)

代表 03(5253)8111、直通 03(5253)8445